



## 子育て当事者サロン事業助成要綱

### (目的)

第1条 この事業は、赤い羽根共同募金を活用し、地域の子どもや子育て中の親など、地域住民を対象として行われる活動に対して助成を行う。また、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう世代間の交流をすすめ、たすけあい・支えあいの輪を広げ、誰もが住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

### (助成対象団体の条件)

第2条 助成対象団体は、次の各号に掲げるすべての条件を備えていなければならない。

- (1) 鈴鹿市内において、自主的に活動を行う任意の団体。
- (2) 継続的かつ計画的に活動を行う団体。
- (3) サロン活動を行うことを主目的としている団体。
- (4) 営利または特定の政党・政治団体に関する活動もしくは宗教活動を目的としない団体。
- (5) 他の補助金または助成金の交付を受けていない団体。
- (6) 特定の個人や会員のみに関与し利益が生じない団体。
- (7) その他、鈴鹿市社会福祉協議会会長（以下、会長）が必要と認めた団体。

### (助成の対象となる活動)

第3条 助成の対象となる活動は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 定期的かつ継続的に年8回以上の開催が見込まれていること。
- (2) 1回あたり、6組以上の参加者が見込まれていること。
- (3) 自主運営および活動の継続性を図るため、利用者から実費程度の会費または参加費を徴収すること。
- (4) 運営者等のみを対象とする勉強会等ではなく、誰もが参加できる活動内容であること。また、それを地域に広報すること。
- (5) 趣味活動やサークル活動に特化した内容でないこと。
- (6) その他、会長が必要と認めた活動。

### (新規団体への助成について)

第4条 新規団体への助成については、申請年度の4月1日時点で、1年以上の活動実績を必要とする。

### (助成金額)

第5条 対象事業の内容や規模等を勘案しながら、予算の範囲内において、審査委員会で決定する。助成額は、原則として、1事業あたり3万円を限度とする。

#### (対象経費)

第6条 活動にあたっては、原則として参加費等の自己負担によるものとし、不足分として当助成金を活用するものであり、次の各号掲げる経費に対し助成を行うものとする。

- (1) 行事・会議時の会場使用料
- (2) 消耗品・材料費
- (3) ボランティア活動保険・イベント（行事用）保険
- (4) 外部講師等への謝礼金
- (5) 旅費・交通費
- (6) 印刷製本費・通信運搬費

#### (申請)

第7条 助成を希望するものは、助成金申請書（様式 1-1）、子育て当事者サロン申請団体・活動内容報告書（様式 1-2）、サロン計画書（様式 1-3）、サロン事業収支予算書（様式 1-4）、助成金配分交付請求書（様式 1-5）に必要事項を記載し、次項に定める期日までに鈴鹿市社会福祉協議会（以下、社協）へ提出する。

#### (申請期日)

第8条 毎年5月1日から5月31日までとし、この期間内に申請を行う。

#### (助成決定)

第9条 助成の決定は、申請された書類をもって、審査委員会で審査の上、会長が決定し、社協を通じて通知する。

#### (実績報告)

第10条 助成を受けた者は、翌年の4月30日までに子育てサロン事業実施報告書（様式 2-1）、サロン事業活動内容報告書（様式 2-2）、サロン事業活動記録（様式 2-3）に領収書等の必要書類を添付し、社協へ提出する。

#### (助成金の返還)

第11条 助成を受けた団体のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部または全部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 本要綱第3条の要件を満たさなかったとき。
- (3) 助成金を目的外に使用したとき。
- (4) 事業完了後、余剰金が生じたとき。ただし、活動を継続して行う場合は、返還ではなく、次年度の助成金申請額を減額する。
- (5) その他、本要綱の規定に違反したとき。

(社会福祉センターの利用について)

第12条 助成を受けた団体については、以下の借用については無償で利用できるものとする。

- (1) 社会福祉センターの利用(貸館)
- (2) 福祉バスの利用(年間1回までの利用とする)
- (3) 貸し出し機材の利用

(モデル地区・事業の設定)

第13条 モデル地区・事業を設定し、当事業助成を推進することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。